

# 電気柵の安全な使用について

平成29年4月  
群馬県鳥獣被害対策支援センター

電気柵は、人に対する危険防止のために、電気事業法で設置方法が定められています。適切な設置と管理をおこなって事故防止につとめましょう。



## 注意表示板の掲示

電気柵を設置する場合は、周囲の人が容易に見られる位置や間隔、見やすい文字で危険を知らせる**注意表示板を必ず設置**してください。



注意表示板の例



## 安全が確認された電気柵用電源装置の使用

必ず、電気柵用の電源装置を使用してください。30ボルト以上の電源(家庭用コンセント等)から直接電気柵につなぐと、感電や火災など重大事故の危険があります。安全のため、基準を守ってつくられている**電気柵用電源装置**を使用してください。



## 漏電遮断器の設置

公道沿いなど人が容易に立ち入る場所で、やむを得ず30ボルト以上の電源(家庭用コンセント等)から電気を供給する場合は、必ず**漏電遮断器を設置**してください。

事故につながる恐れがあります家庭用電源から直接、電気柵に電気を供給させることは絶対に行わないでください。



漏電遮断器の例



## 専用の電源スイッチの設置

電気柵に電気を供給する回路には、容易に電源を入切できる箇所に**専用のスイッチが必要です**。

※上の4つの事項は、電気事業法に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令により義務づけられています。

※特に、観光地や住宅地に近い農地に設置する方は、上記の注意事項を必ず守るとともに、一般の方に電気柵を設置する理由と危険を知らせてください。